

## 4 前橋市健康づくり推進協議会

### (1) 設置要綱

#### (設置)

第1条 前橋市における総合的な健康づくり対策を推進するため、前橋市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 保健事業の実施計画に関すること。
- (2) 各種健康教育、健康相談、健康診査、訪問指導等の健康づくりの方策に関すること。
- (3) 関係団体の協力の確保に関すること。
- (4) その他健康づくり推進に必要な事項
- (5) 健康まえばし21（仮称）の策定に関すること。

#### (組織)

第3条 協議会は、委員13人以内をもって組織する。

2 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 公募市民
- (4) その他市長が必要と認める者

#### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (専門委員会)

第5条 第2条に定める所掌事務を専門的に調査、研究又は審議するため、協議会に専門委員会を置く。

2 前項の専門委員会の委員は、協議会の委員のうちから会長が指名する。

#### (健康まえばし21(仮称)策定専門部会)

第6条 第2条第5号の所掌事務を専門的に検討し、計画案を作成するため協議会に健康まえばし21(仮称)策定専門部会（以下「専門部会」という。）を置く。

2 専門部会は、食生活、運動・休養、たばこ・アルコール及び歯と口に関する4分科会からなるものとする。

3 専門部会の部会員は、会長が指名する協議会の委員のほか、関連団体や市民等から市長が7人選任する。

4 部会長は、協議会委員の中から選出する。

5 専門部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

6 第1項の計画案については、前橋市健康づくり庁内推進会議と調整したのち協議会へ報告するものとする。

7 専門部会は、健康まえばし21(仮称)が策定したときは、解散するものとする。

( 会長及び副会長 )

第 7 条 協議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

( 会議 )

第 8 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

( 意見の聴取 )

第 9 条 協議会は、その所掌事務に関し、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

2 専門部会は、その所掌事務に関し、必要があるときは、部会員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

( 庶務 )

第 1 0 条 協議会の庶務は、保健福祉部保健予防課において処理する。

( 委任 )

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和 5 8 年 5 月 2 3 日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和 5 9 年 5 月 1 8 日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和 6 0 年 6 月 2 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 4 年 5 月 1 2 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 5 年 5 月 1 3 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 5 年 6 月 1 7 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 6 月 1 7 日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成 1 0 年 1 0 月 1 5 日から実施する。

2 前橋市母子保健連絡協議会設置運営要綱(平成 8 年 8 月 2 1 日伺定め)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 1 1 年 5 月 1 4 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 1 1 年 7 月 2 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 1 2 年 3 月 2 4 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 1 3 年 5 月 1 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 3 月 1 3 日から実施する。

**(2) 前橋市健康づくり推進協議会委員名簿**

(敬称略)

団 体 名 等	平成13年度	平成14年度	平成15年度
前橋市医師会	八木 茂	八木 茂	山田 邦子
前橋市歯科医師会	蓮見 央	蓮見 央	田辺 潔
群馬県栄養士会前橋支部	田中 文子	田中 文子	田中 文子
前橋市性教育(エイズ予防教育)推進委員会	山崎 恭子	勝又 宏美	勝又 宏美
前橋市行政自治委員会	角田 雄二	角田 雄二	角田 雄二
前橋市環境保健地区組織連合会	青木 正	青木 正	青木 正
前橋市保健推進員協議会	笹原 榮子	笹原 榮子	笹原 榮子
前橋市食生活改善推進員協議会	洪澤 澄子	洪澤 澄子	洪澤 澄子
前橋市社会福祉協議会	小林 芳雄	塚越 尉雄	塚越 尉雄
前橋市民生委員児童委員連絡協議会	戸所 孝雄	野木村ツナ子	阿佐美高明
前橋保健福祉事務所長	羽生 育雄	宗行 彪	宗行 彪
公 募	狩野早知子	狩野早知子	山田 論子
公 募	小沼 佳子	小沼 佳子	

### (3)健康まえばし21策定専門部会名簿

策定専門部会長 宗行 彪（前橋保健福祉事務所長）

(部会長以下17名・敬称略)

分科会名	部 会 員		県 ・ 市 職 員	
	氏 名	関係団体名等	氏 名	関係団体名等
食生活	田中 文子	群馬県栄養士会前橋支部		
	洪澤 澄子	前橋市食生活改善推進員協議会		
	久我 喜美子	公募市民		
			廣瀬 浄美	前橋保健福祉事務所
運動 休養	笹原 榮子	前橋市保健推進員協議会		
	住谷 トシ子	前橋市体育指導委員会		
	萩原 瑞枝	公募市民		
			代田 光彦	前橋市施設管理公社
たばこ アルコール	青木 正	前橋市保健衛生地区組織連合会		
	勝又 宏美	前橋市性教育(エイズ教育)推進委員会		
	石関 幸雄	公募市民		
	今井 有子	前橋商工会議所		
歯と口	田辺 潔	前橋市歯科医師会		
	相馬 ますみ	群馬県歯科衛生士会中央支部		
	上村 満子	公募市民		
			和佐田 百世	前橋保健福祉事務所